奈良県訓令第二十二号

くらし創造部
保　健　所

環境衛生監視員に関する規程（昭和二十六年奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

第一条中「、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）第十条」を削る。